

成年後見制度とは

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによって契約や手続きをする際にひとりで決めることに不安や心配のある方々を法的に保護し、支援する制度です。「補助」「保佐」「後見」の3種類があり、本人の判断能力に応じて区分されます。法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行います。



～山都町成年後見制度利用支援事業について～

●町長申立てについて

申立ての身寄りがないなどの理由で親族等による法定後見の申立てができない方について、その福祉を図るため特に必要があると認められる場合は、「老人福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定に基づき、親族等に代って山都町長が家庭裁判所に申立てを行うとともに、申立てに必要な費用の一部または全部を山都町が負担します。

●成年後見人等の報酬の助成について

生活保護受給者またはそれに準じる方（要保護者）のうち、報酬の捻出が困難な方に対して、後見人等の報酬の支払いに要する費用の一部または全部を助成します。助成額は家庭裁判所が決定する金額の範囲内とし、次の金額を限度としています。

在宅生活者 月額	28,000 円	施設等入所者 月額	18,000 円
----------	----------	-----------	----------

成年後見制度について、分からないことや聞きたいことがありましたら、下記のお問い合わせ先までご相談ください。

<問合せ先> 山都町役場 福祉課 ☎ 72-1229
山都町地域包括支援センター ☎ 72-1677

成年年齢引き下げに伴う、消費者トラブルに注意！

令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳から成人となります。成人となると、保護者の同意なしに契約などができるようになり、これまで未成年者取消権が認められていた18歳、19歳の方は、未成年者取消権が認められなくなるため、若者をターゲットにした悪質な商法の被害の増加が懸念されています。

町では、買い物や契約上のトラブルなどさまざまな消費者問題について、専門の相談員が相談を受け付けています。

契約や買いもので「困ったな」と思ったら、
消費生活相談室 金曜日：山都町役場 ☎ 72-3133
全国共通の電話番号「消費者ホットライン」☎ 188（3桁の電話番号）
までご相談ください。

問合せ先 福祉課 ☎ 72-1229 清和支所 健康福祉係 ☎ 82-2112
蘇陽支所 健康福祉係 ☎ 83-1112

悩みがある方・困っている方をサポートするためのさまざまな取り組みがあります

3月は、自殺対策強化月間です。もしも自分や家族が悩みや不安を抱えて困っているときには気軽に相談できる場所があります。相談方法もいろいろなものがあるので、ご希望の窓口を選んで話してみませんか？

○こころの不調を感じていませんか？

入学や就職、異動など、3月や4月は環境に大きな変化を迎える季節です。こうした環境の変化は心身ともに負担をかけてしまう事が多く、普段よりストレスをため込みやすい時期ともいえます。

心の不調が引き起こす症状をできるだけ早い段階で気づき、対処することが大切です。

○次のような気になる症状が続くときは、専門機関に相談しましょう

- 何をしても元気が出ない
- 気分が沈む、憂うつ
- イライラする、怒りっぽい
- 理由もないのに、不安な気持ちになる
- 気持ちが落ち着かない
- 胸がどきどきする、息苦しい
- 何度も確かめないと気がすまない
- 夜中に何度も目が覚める
- 誰かが自分の悪口を言っている
- 何も食べたくない、食事がおいしくない
- なかなか寝つけない、熟睡できない
- 周りに誰もいないのに、人の声が聞こえてくる



電話で相談したい方

こころの健康相談統一ダイヤル	#いのち SOS (NPO 法人 自殺対策支援センターライフリンク)
☎ 0570-064-556 電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html	☎ 0120-061-338 専門の相談員が、必要な支援策などについて一緒に考えます。 (相談時間) 月曜 0時から24時(24時間) 火曜～日曜 10時～24時 https://www.lifelink.or.jp/inochisos/
	

SNSで相談したい方

NPO 法人 自殺対策支援センター ライフリンク	
「生きづらびっと」では、SNSやチャットによる自殺防止相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等のつなぎも行います。	
LINE @yorisoi-chat	チャット https://yorisoi-chat.jp/
(相談時間) 月・火・木・金・日 17時から22時30分(22時まで受付) 水 11時から16時30分(16時まで受付)	
	

○こころの不調を感じている方を専門・相談機関につないでいくため、町でも相談を受け付けています。他にも各種相談窓口があります。相談に応じて紹介もできますので、一人で悩まず相談をしてください。

問合せ先 健康ほけん課 ☎ 72-1295 清和支所 健康福祉係 ☎ 82-2112
蘇陽支所 健康福祉係 ☎ 83-1112